

8 専門学校について

(1)はじめに

学校教育法によって定められ、都道府県知事が認めた学校を「専修学校」といいます。この専修学校の中の専門課程の学校のことを「専修学校専門課程」といい、一般的に、「専門学校」と呼ばれています。(無認可校は、厳密には専門学校とはいいません。)

専門学校の最大の特徴は、「実習の多さ」です。専門学校卒業と同時に即戦力として働ける能力を身につけることが重視されています。実習時間が多いということで、欠席や遅刻・早退は禁物です。一日でも休んでしまうと、他の学生と比べて、かなりの遅れを取ってしまうことになります。

専門学校に進学する人は、「就きたい職業」がはっきりと決まっていることが大事です。やりたいことがはっきりしないままでなんとなく入ると、短期間でハードな実習や講義についていけなくなる可能性があります。「専門」という名の通り、特定の職業に必要な技能を身につける学校なので、途中で別の分野に興味が出たとしても、方向転換は困難です。また、「大学卒業が条件の職業」には就けないので、よく調べましょう。

専門学校の学費は決して安くはありません。専門学校での技能取得を考えている人は、広告の派手な写真や宣伝文句にふりまわされず、冷静に自分の適性を考え、各学校の諸条件を十分比較検討し、将来後悔しない進学先を選ばねばなりません。また、他の教育機関に比べてハードなので、アルバイトによる恒常的な学費確保は困難と思われます。

近年は、18歳人口の減少に対応すべく、短大や四年制大学との併修や単位互換制度を設けたり、大学3年生への編入枠を拡大したり、留学制度や実地研修の場を増やしたりして、多種多様な選択肢を学生に用意している場合もあります。

また、同じ分野で競合する場合、資格取得の合格率や就職実績・設備等の面で、他校より魅力的にしようと、学校間で競い合っています。一校だけの見学で決めてしまわず、行きたい分野の、複数の専門学校を見学して、よりよい選択をしましょう。

専門学校について、その社会的位置付けがはっきりと認められたのは、1995年(平成7年)でした。専門学校の卒業生には「専門士」の称号が付与され、短大卒業とほぼ同等の位置づけや待遇がなされるようになりました。そして、1999年度(平成11年度)からは、大学(短大)への「編入」という道も制度として認められるようになりました。さらに、2006年(平成18年)からは、一定の要件を満たした医療系や社会福祉系、自動車整備などの4年制専門学校修了者に対しては、「高度専門士」という称号が与えられ、大学院入学の資格も付与されるようになりました。

現在は、このような高等教育の「複線化」が進んでいます。長い人生を長期的な視野で考え、自分が本当に身に付けたい学問・技術・資格をしっかりと見極めて、自分の進むべき道を選んでください。

「専門士」の称号とは

文部科学大臣認定の専修学校専門課程卒業者に与えられる称号。

条件：①修業年限が2年以上であること

②課程の修了に必要な授業時間数が1700時間以上であること

③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
(「文部省告示第84号」1994.6.21付)

大学(短大)の編入学制度とは

平成11年4月から、「専門士」の称号を付与できる専門学校で、上の①～③で「専門士」となった修了者が大学(短大)に編入できるようになった制度。

(「学校教育法等の一部を改正する法律」1998.6.5成立)

「高度専門士」の称号とは

文部科学大臣認定の専修学校専門課程卒業者に与えられる称号。

条件：①修業年限が4年以上であること

②課程の修了に必要な授業時間数が3400時間以上であること

③体系的に教育課程が編成されていること

④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
(「文部科学省告示第139号」2005.9.9付)

大学院への入学資格とは

平成18年春から、上の①～④で「高度専門士」となった修了者が、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるようになった制度。
(「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」2005.9.9告示)

※編入制度とは、希望すれば誰でも編入学できるのではなく、それなりの成績をあげた学生の中から「若干名」が選考されることに留意してください。

(ア) 高等教育機関修了者に与えられる学位と称号

[学位]

大学院博士課程 → 博士

大学院修士課程 → 修士

大学 → 学士

短期大学 → 短期大学士

[称号]

高等専門学校 → 準学士

専門学校(2、3年制) → 専門士

専門学校(4年制) → 高度専門士

(2) 専門学校とは？

学校教育法で認められた学校は、

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校

で、専修学校には、下記のように3つの課程が設けられています。一般に高卒対象となるのが「専門課程」です。「学校教育法」(82条、83条)では、その課程を置いている学校だけが「〇〇専門学校」と称することが認められています。これ以外に、中卒を対象とする「高等課程」、誰でも入学できる「一般課程」もあります。

○専修学校の3つの課程

☆専門課程(専門学校) → 高卒対象

☆高等課程 → 中卒対象

☆一般課程 → 誰でも入学可

また、その他の教育施設(無認可校)として、塾、カルチャースクール等があります。

「～カレッジ」や「～スクール」「～学院」などの名称の学校の場合、「各種学校」や「無認可校」の場合があるので、違いを理解しておきましょう。

認可校には、「国家資格上の特典がある」「職業紹介事業の届け出ができる」「公的な奨学金を利用できる」「学生割引を利用できる」などの特典がありますが、無認可校ではそれらの特典は受けられません。無認可校を修了しても正式な学歴とは認められません。ユニークな教育をされていて魅力ある無認可校も中にはあり、最初から理解して進学する場合は良いのですが、無認可校だと知らずに入学して「こんなはずじゃなかった」ということにならないよう、認可校かどうか、ちゃんと確かめておく必要があります。

専修学校制度

	専門学校 (専修学校専門課程)	各種学校	認可外教育機関
修業年限	1年以上	1年以上(簡易なものは3ヶ月以上)	法律の規定外
授業時間	年間 800 時間以上 (夜間は 450 時間以上)	年間 680 時間以上	法律の規定外
収容定員	40 人以上	特になし	法律の規定外
入学資格	専門課程—高校卒業以上	各種学校が定める	法律の規定外
教員資格	専門課程—広く社会に人材を求め、学歴に関わらず特定の分野に優れた技術を有する者	専門的な知識、技術を有する者	法律の規定外 ※教育機関によっては定めてあるところもある。

教員数	生徒 80 人までは最低 3 人 課程および目的に応ずる分野の区分ごとに生徒定員に応じて増加(半数以上は専任)	必要な教員数 3 人以上	法律の規定外
校舎	生徒 40 人まで(専門課程) ○工業・医療・衛生・教育・社会福祉—260 m ² 以上 ○商業実務・家政・文化・教育—200 m ² 以上 ※生徒定員 40 名を超える場合、1 人につき 3.0～2.3 m ² 程度を加算	1 人当たり 2.31 m ² 以上、ただし 115 m ² を下らない	法律の規定外
校地	校舎を備えるに必要な面積を確保すれば足りる	規定なし	法律の規定外
学割	あり	原則としてあり	なし
奨学金	あり	なし	なし

表のように専門学校には法律による設置条件が厳密に存在します。せっかく入学したのに満足に授業も行われなかったり、経営が苦しくなったからといって突然閉鎖されたりするようなことでは安心して学べないので、一定のハードルが設けられているのです。

(3) 専門学校の 8 分野

専門学校は、目的別に大きく 8 分野に分けられます。1～6 はすべて職業教育が目的で、7・8 でもほとんど職業に直結する学科です。さらに、国の定めた職業資格(ライセンス)の取得や技能検定の合格をめざしています。

近年は、この 1～8 の分野におさまらない学科や、分野がまたがった学科を設置する専門学校や、いくつもの分野の学科を設置する専門学校まで多様化が進んでいます。

分 野	教 育 内 容
1 工業	情報処理/土木・建築/電気・電子/自動車整備など →システムエンジニア、ゲームクリエイター、建築士、電気工事士、自動車整備士など
2 農業	農業/園芸/畜産/バイオテクノロジー/ガーデンビジネス/フラワービジネス/動物管理など →ガーデナー、フラワーデザイナー、園芸技術者、科学分析スタッフなど

3 医療	看護/歯科衛生/歯科技工/臨床検査/診療放射線/柔道整復/理学・作業療法など →看護師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、診療放射線技師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士など
4 衛生	栄養/調理/理容・美容/製菓・製パン/エステティックなど →栄養士、調理師、理容師、美容師、パティシエ、食品衛生管理者、エステティシャンなど
5 教育 社会福祉	保育/幼児教育/社会福祉/介護福祉/医療福祉など →保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、ホームヘルパー、介護福祉士など
6 商業実務	経理・簿記/秘書/経営/情報/観光・ホテル/医療事務など →税理士、公認会計士、秘書、旅行業スタッフ、ホテルスタッフ、医療事務員など
7 服飾・家政	和洋裁/服飾/ファッションデザイン/ファッションビジネスなど →ファッションデザイナー、ファッションアドバイザー、アパレル、マーチャンダイザーなど
8 文化・教養	音楽/美術/グラフィックデザイン/外国語/演劇/映画/通訳/翻訳/法律行政/スポーツなど →デザイナー、通訳、公務員、司法書士、行政書士、スポーツインストラクターなど

(4) 主な資格・技術一覧表

専門学校（資格を所管している省庁の指定や認定を受けた専門学校）で資格を取るには、5つのパターンがあります。

①卒業と同時に取得

専門学校卒業 → 取得

専門学校を卒業すれば、無試験で得られるという資格があります。このようなタイプの資格例としては、保育士、測量士補、栄養士、調理師などがあります。

②卒業後一定の実務経験で取得

専門学校卒業 → 実務経験 → 取得

専門学校を卒業した後、定められた期間、実務経験を積むと、無試験で得られる資格もあります。このようなタイプの資格例としては、電気主任技術者（第3種が2年以上、第2種が5年以上の実務経験）、測量士（測量士補の資格取得後2年以上の実務経験）などがあります。

③卒業と同時に受験資格を取得

専門学校卒業 → **受験資格取得** → **受験** → (合格すれば) 取得

専門学校を卒業すると、受験資格が得られるというものです。このタイプに属するものとしては、建築士(2級・木造)、自動車整備士(2級)、航空整備士(2等)、消防設備士(甲種)、看護師、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩・マッサージ・指圧師、鍼灸師、柔道整復師、製菓衛生師、理容師、美容師などがあります。ほとんどの場合資格取得のための養成校で、国家試験の合格率は比較的高いです。

④卒業後一定の実務経験で受験資格を取得

専門学校卒業 → **実務経験** → **受験資格取得** → **受験** → (合格すれば) 取得

専門学校を卒業後、定められた期間の実務経験を積むと、受験資格が得られるというものです。このタイプに属するものには、土木施工管理技士(2級が2年以上)、管工事施工管理技士(2級が2年以上)、建築施工管理技士(2級が2年以上)、造園施工管理技士(2級が2年以上)、建築士(1級が4年以上)、インテリアプランナー(学ぶ期間を含めて6年以上)、社会福祉士(学ぶ期間を含めて4年以上)、精神保健福祉士(学ぶ期間を含めて4年以上)などがあります。

⑤取得のための教育が受けられる資格

専門学校卒業 → **受験** → (合格すれば) 取得

特典はないものの、特に資格の取得を重視し、合格のための教育を受けられます。このようなタイプに属するものに、司法書士、中小企業診断士、行政書士、通関士、税理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、宅地建物取引主任者、国内・総合旅行業業務取扱管理者、基本情報技術者、ソフトウェア開発技術者をはじめ、各種の民間資格があります。資格・検定などは多岐にわたるので、細かく調べる必要があります。

(5) 専門学校を選ぶときのチェックポイント

次の7つの点について、出願の前によく調べておきましょう。

- ① その学校は、正式の認可された学校か。学校の設立母体(国公立・学校法人・その他)はどこで、どのような歴史や教育方針を持っているか。
- ② その学校のカリキュラムにはどんな専門科目や実習があり、年間授業時間数や時間割はどうなっているか。また講師陣は安定して豊富か。
- ③ その学校の規模や施設設備はどうか、実習時間や実習器材は充実しているか。
- ④ その学校で取得できる資格の種類や合格率はどうか。指導は充実しているか。
- ⑤ その学校の就職実績はどうか。学校で学んだ知識・技術を生かせる職場に就職している卒業生はどのくらいいるか。また、就職指導は丁寧か。
- ⑥ その学校へ入学するための費用はどのくらいかかるのか。初年度当初に支払う金

額・入学後購入しなければならない道具類の金額など、卒業までにどのくらいの費用がかかるのか。

⑦どんな種類の奨学金が利用できるのか。

(6) 専門学校の学費

分野によって金額に差があり、同じ分野でも学校間で違いがみられます。各学校のホームページを確認し、募集要項などを取り寄せ、十分に検討しましょう。授業料は『1年分一括納入』が原則ですが、分納が認められている学校もあります。その大半は2回に分けて納める方法で、金額も総額の半分ずつというケースが多いようです。「初回納入日は入学手続き時」という学校がほとんどですので、その時にどのくらいの費用が必要かを、必ず調べ、現金を用意しておく必要があります。(奨学金は、原則、入学後に支給。)

また、学校によって、印刷物などに掲載されていない諸経費がかかる場合もあります。入学説明会で尋ねるなど、調べておきましょう。

他に、独自の奨学金制度のある学校もあります。よく調べましょう。

＊納入金(学費)の内容

- ①入学金 → 入学手続き時に一度だけ納めるお金。
- ②授業料 → 授業を受けるのに必要な経費。
- ③実験・実習費 → 実験や実習を行う場合に必要なお金。
- ④施設・設備費 → 学校の施設や設備の整備・維持の目的で徴収するお金。
- ⑤その他 → 教科書代、教材費、制服代、研修費など。

(7) 受験までにしておくこと

- ①将来就きたい職業を見定めて、どのような系統・分野に進みたいかを決定する。
- ②いくつかの学校を比較検討する。学校案内を複数取り寄せて絞り込んでいく。
- ③休日や長期休みを利用して見学や体験入学をする。最新情報を自分の目で確かめる。

体験入学・学校見学のときに用意するもの

- ◆大きめのかばん → たくさんの資料を持って帰れるように。
- ◆筆記用具 → 学校側の話をもメモするために。
- ◆地図 → 学校の場所を確認するために。
- ④周囲の人の情報も聞いてみる。自分が考えている学校に、在籍していたり卒業して就職していたりする卒業生から、直接、意見・感想を聞くと参考になる。
- ⑤志望校が決定したら、試験内容・日程に応じて対策準備にとりかかる。

一般的な受験スケジュール

2年時～3年1学期

夏休み

探 求	→複数校の 資料請求 進路説明会 参加	比 較	→体験入学 学校説明会	出 願	→AO・指定校 ・公募など 推薦入試 → (数次ある)	出 願	→一般入試 (数次ある)
--------	------------------------------	--------	----------------	--------	--------------------------------------	--------	-----------------

(8) 専門学校の入学試験

① 困難ではないが、「油断は禁物」の入学試験

専門学校の入試は、大学や短大の入試に比べると、医療系などの一部を除いて、それほど難しくはありません。ただし、人気の学科では早くから出願者が集まり、競争率が高くなることもあります。分野によっては、定員に達すると募集を停止するところもあります。専門学校の願書受付は、原則として全国的に9月1日からスタートすることになっています。しかし、7月頃から推薦入試を始める学校もあり、早目に学生を確保しようとする傾向が見られます。

通常、推薦・一般入試ともに3月末までに数回の募集が行われます。各専門学校の入試の特徴をよく知って、万全な対策を立てましょう。

② 非常に多様な入学試験

入学試験の方法は多様で、2つ以上組み合わせられることもあります。

- (ア)書類審査 → 調査書・推薦書(推薦のみ)で高校の出席や学習の状況をみる。
- (イ)実技試験 → 作品の提出など、技術の修得に必要な素養をみる。
- (ウ)作文・小論文 → 自己表現力や基礎学力を判定する。
- (エ)学力試験 → 国語・社会・一般常識・理系科目(看護/養護/栄養士など)。
- (オ)適性検査/身体検査・体力測定 → 実技を伴う分野で課されることがある。
- (カ)面接 → やる気や目的意識を確認するため、多くの専門学校で実施される。

③ 専門学校入試の主な選考パターン

- (ア) **書類** + **面接**

多くの学校がこのタイプです。願書・調査書と面接結果によって判定します。

- (イ) **書類** + **学科試験** + **面接**

医療、教育、福祉に多いタイプです。福祉関係の学科試験は国語が課されることが多く、看護系の学科試験では、数学、化学、生物等の、かなり難易度の高い問題が出題されます。

- (ウ) **面接** + **実技試験** + **作文**

デザイン・マスコミ・スポーツ・芸術に多いタイプです。実技試験は、スポーツ系では体育実技、美術・デザイン系では水彩やデッサンなどがあります。

※授業料等の面で優遇される「特待生」を希望すると、ほとんどの場合「学力試験」が課せられます。

④併願制度とは？

通常、入学手続き後に、併願していた大学や短大に合格しても、納めたお金は返ってきませんが、その学校に『併願制度』があると、入学を辞退した場合でも、納入金の一部が返金される場合があります。

(9) 専門学校で有意義に学ぶために

専門学校へ入学したものの、卒業までたどり着けずに中退する人が、少なくありません。その理由は...

- ① ただ「なんとなく」入ったので、内容に興味がない
- ② 欠席・遅刻が多い。
- ③ 基礎学力不足でついていけない。
- ④ 無理にアルバイトを入れて、結局授業を受けなくなってしまう。
- ⑤ 経済的・健康上などの理由。

などで、計画性のない甘い考えで入学すると、失敗します。

・基礎学力不足ではついていけない

工学分野の専門学校の場合、電気・電子・情報処理など先端技術にふれるような学科は、特に数学・物理の基本を修得していないとついていけません。

医療分野は、ほとんどの学科で試験が行われますし、臨床検査技師などの推薦基準は非常に高いです。

商業実務・外国語などの分野は、英語力・国語力が不足していると、様々な課題をこなせず、用意された資格や検定に合格できません。

また、技能を重視する分野では、出席率・器用さ・素質などが評価されることもあります。

・目的意識や持続力のない人はついていけない

専門学校では短期間で資格・技術を習得するわけですから、欠席・遅刻は大きなマイナスとなります。厳しいところでは、授業に遅刻した学生は教室に入れず、後日その分の実習や補講を、別途料金を払って受けに行かなければならないこともあります。毎日たくさんの課題が出され、学習にも手が抜けません。80分から90分講義のところが多く、1日4～5時限の授業や実習があるので、遊んでいる暇はありません。また、アルバイトをする余裕は基本的になく、無理にアルバイトを入れて実習や講義についていけなくなると、高額の授業料が無駄になってしまいます。

そして当たり前のことですが、就職は、成績の良い人の方が有利です。

9 その他の職業教育施設について

以下に紹介する施設は、「学校教育法」で定められた文部科学省所管の学校ではありませんが、現代の高度化・多様化・専門化した産業界の動向に対応するために作られた各種の教育機関で、特に京都府にあるものを中心に紹介しています。

それぞれ、入試時期、入試科目、設置学科（科・コース）、修了期間、学費など多種多様です。興味のある人は、ホームページで調べたり、詳しい資料を取り寄せたり、見学に行ったりして、教育内容などを確かめてください。

最近さまざまな「認可外の教育機関（フリースクール）」ができています・教育条件や設置に対する基準が無いので、慎重に内容を検討する必要があります。

府立京都高等技術専門校	京都市伏見区流池町 121-3 TEL 642-4451	システム設計科、メカトロニクス科、機械加工システム科、建築科、キャリアプログラム科
府立京都障害者高等技術 専門校	京都市伏見区流池町 121-3 TEL 642-1510	オフィスビジネス科（身体障害者）・キャリアプログラム科（発達障害者）、他
福知山高等技術専門校	京都府福知山市南平野町 90 TEL0773-27-6212	自動車整備科、I T経理科、ものづくり基礎科、
陶工高等技術専門校	京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峯町 17-2 TEL561-2943	やきもの成形科[成形コース・総合コース]、やきもの図案科
京都府立農業大学校	京都府綾部市位田町桧前 30 TEL 0773-48-0321	農学科、研修科
京都職業能力開発促進センター（ポリテクセンター京都）	長岡京市友岡 1-2-1 TEL 951-7391	溶接施工技術科、CAD・CAMエンジニア科、機械加工技術科、CADものづくりサポート科（女性専用科）、ビル設備サービス科、生産管理実務科、電気設備技術科、自動化システムエンジニア科、I O T機器開発科、I Tサポート科

職業能力開発大学校附属の「職能短大（ポリテクカレッジ）」など

京都職業能力開発短期大学校 （ポリテクカレッジ京都）	京都府舞鶴市上安 1922	0773-75-4340	生産技術科、電子情報技術科、住居環境科、情報通信サービス、他
滋賀職業能力開発短期大学校 （ポリテクカレッジ滋賀）	滋賀県近江八幡市古 川町 1414	0748-31-2250	生産技術科、電子情報技術科、住居環境科、情報通信サービス、他

上記の他に、教育訓練施設や、省庁所轄の大学校などがあります。